

平成19年度 決算のあらまし

平成19年度一般会計及び特別会計の決算が、平成20年9月定例議会で認定されました。

一般会計の歳入は、77億1,644万円で、前年度と比較して3.8%の増額となりました。国から地方への税源移譲の影響等により、町税が大幅な増収となり、また、国県支出金が増額となりましたが、所得譲与税及び地方特例交付金が大幅な減額となるなどしたため、財源不足を基金の取崩しで補いました。

歳出は、72億8,179万円で、前年度と比較して2.6%の増額となりました。全ての事業を見直したうえで、「清新で活力あるまちづくり」を目標に各事業を実施しました。

特別会計全体の決算規模は、歳入総額61億1,752万円、歳出総額59億5,186万円となりました。

主な事業は次のとおりです。

生活基盤整備関連施策

○公共下水道事業特別会計繰出金	3億5,834万円
○都市計画道路整備事業	8,536万円
○町道維持管理事業	3,870万円
○都市公園等維持管理事業	2,551万円
○町道7号線改良事業	1,084万円

産業振興施策

○かんがい排水整備事業	4,019万円
○農業用排水路維持管理事業	1,643万円
○町費単独土地改良事業	584万円
○商工会補助事業	370万円

福祉・健康関連施策

○障害者自立支援事業	1億7,037万円
○介護保険特別会計繰出金	1億4,804万円
○国民健康保険特別会計繰出金	1億2,750万円
○老人保健特別会計繰出金	1億2,064万円
○重度心身障害者医療費支給事業	5,124万円

子育て支援・教育関連施策

○児童手当給付事業	2億7,128万円
○学校給食供給事業	2億6,939万円
○児童福祉施設保育委託事業	2億5,109万円
○小中学校建設等基金積立事業	6,010万円
○小学校運営事業	5,645万円

健全化判断比率

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。この法律は、財政悪化が進む地方公共団体の早期健全化と財政の再生などを目的としています。

平成19年度決算を基に算定した数値は次のとおりです。いずれも早期健全化及び財政再生基準以下であるため、健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となりました。

(単位：%)

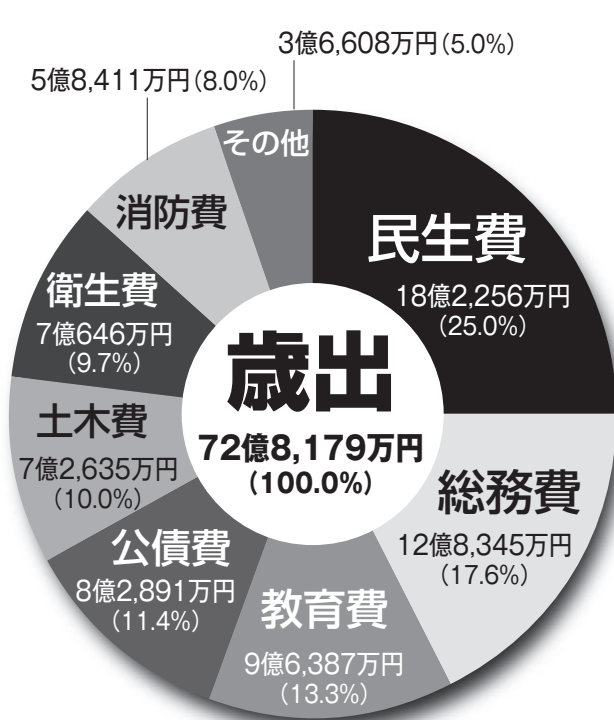
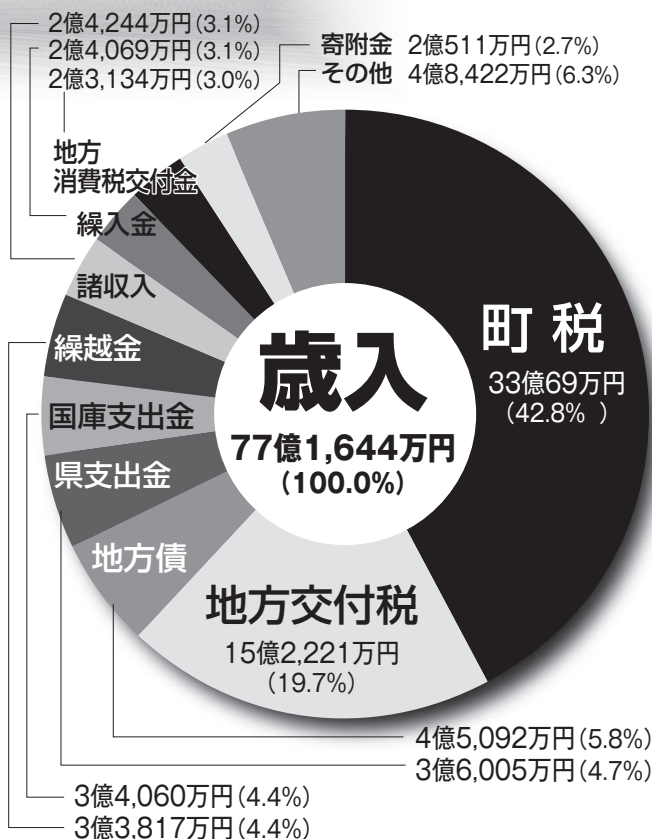
	松伏町の数値	早期健全化基準 (松伏町の場合)	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.72	20.00
連結実質赤字比率	—	19.72	40.00
実質公債費比率	14.8	25.0	35.0
将来負担比率	119.5	350.0	

*実質赤字額及び連結実質赤字額は発生していないため、数値は算定されません。

一般会計歳入歳出の内訳

歳入: 77億1,644万円

歳出: 72億8,179万円



町民一人当たりに使われたお金

歳出合計: 233,189円

町民一人当たりが負担した町税

町税: 105,700円

町民税 56,287円	固定資産税 42,095円
軽自動車税 1,261円	町たばこ税 6,057円

*人口/31,227人 (平成20年3月31日現在)

議会費 4,284円	総務費 41,101円	民生費 58,365円	衛生費 22,623円
農林水産業費 6,421円	商工費 1,018円	土木費 23,260円	消防費 18,705円
教育費 30,866円	公債費 26,545円	諸支出金 1円	

特別会計歳出決算

合計: 59億5,186万円

国民健康保険 27億9,117万円	老人保健 14億6,786万円	公共下水道事業 6億1,699万円	農業集落排水事業 1,517万円	介護保険 10億6,067万円
----------------------	--------------------	----------------------	---------------------	--------------------